

議案第66号

琴浦町放課後児童クラブ条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町放課後児童クラブ条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月9日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

琴浦町放課後児童クラブ条例(平成25年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 事業を実施するための放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)の名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(利用の制限等)</p> <p>第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承諾をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>別に規則で定める</u>小学校の出席停止処分を受けている児童であるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 町長は、児童クラブを利用している児童<u>又は当該児童の保護者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童の利用を停止し、又は利用の承諾を取り消すことができる。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 事業を実施するための放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)の名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(利用の制限等)</p> <p>第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承諾をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>琴浦町立小・中学校管理規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第14号)第16条の規定による</u>小学校の出席停止処分を受けている児童であるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 町長は、児童クラブを利用している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童の利用を停止し、又は利用の承諾を取り消すことができる。</p>

- (1) 略
  - (2) 第5条に規定する要件に該当しなくなったことが認められるとき。
  - (3) 特別の理由がなく第9条に規定する利用料を滞納したとき。
  - (4) 児童クラブの利用を辞退したとき。
  - (5)及び(6) 略
- (利用料)

第9条 児童クラブを利用する児童の保護者は、別表第2第1欄の区分に応じ、同表第3欄に定める利用料を町長が定める期日までに納入しなければならない。

- 2 月又は長期休業期間の途中に児童クラブの利用を承諾し、又は承諾を取り消した場合にあっては、利用料の日割による計算は行わず、当該単位期間分の利用料を納入しなければならない。
- 3 児童クラブに出席しない場合であっても、利用の承諾をしている期間は、単位期間分の利用料を納付しなければならない。
- 4 略

別表第1(第3条関係)

名称	位置
略	

- (1) 略
  - (2) 第4条に規定する要件に該当しなくなったことが認められるとき。
  - (3) 特別の理由がなく第8条に規定する利用料を保護者が滞納したとき。
  - (4) 保護者が児童クラブの利用を辞退したとき。
  - (5)及び(6) 略
- (利用料)

第9条 児童クラブを利用する児童の保護者は、次の表に定める利用料を町長が定める期日までに納入しなければならない。

児童1人当たりの利用料(月額)		
基本利用料	8月期加算額	土曜日加算額
2,000円	2,000円	500円

- 2 月の途中に児童クラブの利用を承諾し、又は承諾を取り消した場合にあっては、利用料の日割による計算は行わず、当該月分の利用料を納入しなければならない。
- 3 児童クラブに出席しない場合であっても、利用の承諾をしている期間は、当該月分の利用料を納付しなければならない。
- 4 略

別表(第3条関係)

名称	位置
略	

船上放課後 児童クラブ	琴浦町大字出上230番地 1 (赤碕文化センター)
長期休業期 間児童クラ ブ	琴浦町大字徳万266番地 5 (生涯学習センター)

船上放課後 児童クラブ	琴浦町大字出上230番地 1 (赤碕文化センター)
----------------	------------------------------

別表第2 (第9条関係)

区分		単位期 間	利用料
年間を 通して 開所す る児童 クラブ	月額利 用料	1月	2,000円
	8月期 加算料	1月	2,000円
	土曜日 を利用 する場 合の加 算料	1月	500円
長期休 業期間 のみ開 所する 児童ク ラブ	期間利 用料	学年始 休業日	1,500円
		夏季休 業日	6,000円
		冬季休 業日	1,500円
		学年末 休業日	1,500円

備考 学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1

項の規定により、教育委員会が定める学校の休業日をいい、長期休業期間は、これらの休業日の期間をいう。	
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月27日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。